

沖縄県観光振興基金条例をここに公布する。

沖縄県観光振興基金条例

(設置)

第 1 条 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県観光振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 観光旅客の受入れの体制の充実強化を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。

- (2) 観光地における環境及び良好な景観の保全を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (3) 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行の促進を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。